

総社市告示第90号

総社市住宅災害復旧等資金利子補給要綱（令和元年総社市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給金の額等)</p> <p>第3条 利子補給金の交付額の算定に当たって対象となる経費及び利子補給限度額（以下「利子補給対象経費」という。）は、<u>次の各号に掲げる金融機関の資金融資の貸付決定日の区分に応じ、当該各号に定める別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 令和元年9月30日までの場合 別表第2</u></p> <p><u>(2) 令和元年10月1日以降の場合 別表第3</u></p> <p>2 利子補給金の額は、利子補給対象経費に係る毎年1月1日から12月31日までの利子額（金融機関の利率が別表第2又は別表第3に定める利子補給率を超える場合は、別表第2又は別表第3に定める利子補給率を利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>別表第3（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(利子補給金の額等)</p> <p>第3条 利子補給金の交付額の算定に当たって対象となる経費及び利子補給限度額（以下「利子補給対象経費」という。）は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 利子補給金の額は、利子補給対象経費に係る毎年1月1日から12月31日までの利子額（金融機関の利率が別表第2に定める利子補給率を超える場合は、別表第2に定める利子補給率を利率として算定し、1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表第3 (第3条関係)

利子補給対象経費 (金額は利子補給限度額)			利子補給率						
(1) 住宅の建設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,800 千円</td> <td>9,700 千円</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居 (利子補給の対象者と、別世帯の被災した親族とが新たに建設等する住宅に同居する場合をいう。以下同じ。) で、金融機関が融資額を加算した場合は、限度額に 6,400 千円を加算する。 ※土地取得のみを目的とした資金融資は利子補給の対象から除く。			建設資金	土地取得資金	整地資金	16,800 千円	9,700 千円	4,500 千円	年 0.63 パーセント (複数の年利の資金融資を受けている場合は、年利の低い順に利子補給の対象とする。)
建設資金	土地取得資金	整地資金							
16,800 千円	9,700 千円	4,500 千円							
(2) 住宅の購入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で、金融機関が融資額を加算した場合は、限度額に 6,400 千円を加算する。			新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)	26,500 千円					
新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)									
26,500 千円									
(3) 住宅の補修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,400 千円</td> <td>4,500 千円</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※整地資金及び引方移転資金を合わせて融資を受ける場合は、限度額は合計で 4,500 千円とする。			補修資金	整地資金	引方移転資金	7,400 千円	4,500 千円	4,500 千円	
補修資金	整地資金	引方移転資金							
7,400 千円	4,500 千円	4,500 千円							
(4) 住宅の建設 (リバースモーゲージ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,000 千円</td> <td>9,700 千円</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で、金融機関が融資額を加算した場合は、限度額に 6,400 千円を加算する。 ※土地取得のみを目的とした資金融資は利子補給の対象から除く。			建設資金	土地取得資金	整地資金	22,000 千円	9,700 千円	4,500 千円	年 2.12 パーセント (複数の年利の資金融資を受けている場合は、年利の低い順に利子補給の対象とする。)
建設資金	土地取得資金	整地資金							
22,000 千円	9,700 千円	4,500 千円							
(5) 住宅の購入 (リバースモーゲージ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,700 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※被災親族同居で、金融機関が融資額を加算した場合は、限度額に 6,400 千円を加算する。			新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)	31,700 千円					
新築住宅及び中古住宅 (新築マンション及び中古マンションを含む。)									
31,700 千円									
(6) 住宅の補修 (リバースモーゲージ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>補修資金</th> <th>整地資金</th> <th>引方移転資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,400 千円</td> <td>4,500 千円</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※整地資金及び引方移転資金を合わせて融資を受ける場合は、限度額は合計で 4,500 千円とする。			補修資金	整地資金	引方移転資金	7,400 千円	4,500 千円	4,500 千円	
補修資金	整地資金	引方移転資金							
7,400 千円	4,500 千円	4,500 千円							